

一般社団法人 日本 3D プリンティング矯正歯科学会 認定制度施行細則

(認定歯科医師・認定歯科技工士)

第1条 規則第4条の申請をしようとする者は、別に定める申請料を添えて次の書類を学会に提出しなければならない。

- (1) 認定歯科医師・認定歯科技工士申請書(様式1)
- (2) 履歴書(様式2)
- (3) 歯科医師免許証写または歯科技工士免許証写
- (4) 倫理規程誓約書(様式3)
- (5) 学術大会にて報告・発表した抄録の写し
- (6) 一般社団法人コンピュータ教育振興協会(ACSP)主催の3Dプリンター活用技術検定試験の合格証明書等の写
- (7) 一般社団法人 日本 3D プリンティング矯正歯科学会主催の認定セミナー受講証の写

第2条 規則第7条の認定の更新をしようとする者は、別に定める申請料を添えて次の書類を学会に提出しなければならない。

- (1) 認定歯科医師・認定歯科技工士更新申請書(様式4)
- (2) 履歴書(様式2)
- (3) 歯科医師免許証写または歯科技工士免許証写
- (4) 倫理規程誓約書(様式3)
- (5) 認定資格取得・更新以降5年以内に学術大会にて報告・発表した抄録の写し
- (6) 資格更新年度に受講した一般社団法人 日本 3D プリンティング矯正歯科学会主催の認定セミナー受講修了証の写

(資格喪失)

第3条 規則第9条(4)、(5)、(6)に該当した場合には弁明する機会を与えるものとする。

(補則)

第4条 本細則を変更し、又は廃止しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(附則)

1. (申請料、更新申請料および登録料)

当分の間下記のとおりに定める。

認定申請料 20,000 円

認定登録料 10,000 円

認定更新申請料 10,000 円

2. 本細則は令和 5 年 7 月 1 日に制定し、同日より施行する。